

民法

＜問題1 解答例＞

一 設問(1)について

- 1 Aの主張が認められるか。
- 2 本件債務の返済の期日から5年2か月が経過している。また、返済の期日として確定期限を定めていることから、「権利を行使することができることを知った時」(166条1項1号)となる。そのため、主観的起算点からの5年間の時効期間を満たし、かつ、時効援用の意思表示を行っていることから(145条)、本件では、消滅時効の成立要件を満たしている。
- 3 一方、債権者は、返済の期日から3か月後に返済の催告をしている。この点について、催告による時効の完成猶予の効果は、催告後、6か月間を経過するまでは時効が完成しない(150条1項)というものに過ぎない。そのため、催告後6か月を経過している本件においては、催告による時効の完成猶予は認められない。
- 4 以上より、本件では、300万円の貸金債務につき消滅時効が成立することから、Aの主張は認められる。

二 設問(2)について

- 1 Cの請求が認められるか。
- 2 本件では、主観的起算点(166条1項1号)から5年2か月が経過しており、また、本件債務の担保として自己の所有する土地を提供していることから物上保証人に当たり、「当事者」として、本件債務につき時効の援用ができる(145条)。したがって、本件では消滅時効の成立要件を満たしている。
- 3 以上より、本件300万円の債務は時効により消滅し、抵当権も付從性により消滅することから、Cの請求は認められる。

三 設問(3)について

- 1 Cの請求が認められるか。
- 2 本件では、Bは、Aの「権利の承認」(152条1項)によって、本件債務の時効が更新されており、抵当権は、抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しないことから(396条)、本件の抵当権も時効消滅しないと主張することが考えられる。
- 3 一方、本件債務の返済の期日から21年が経過しており、債権又は所有権以外の権利である抵当権の時効期間20年を満たしている(166条2項)。また、Cは物上保証人として時効の援用をしている(145条)。したがって、本問では時効の成立要件を満たしているとも考えられる。

4 ここで「権利の承認」（152条1項）とは、時効の利益を受ける当事者が、時効によつて権利を失う者に対し、その権利の存在を知つてゐる旨を表示することであり、一部弁済も、債務の存在を認識した上で行われるものであるから、「権利の承認」に当たる。AはBに対し、返済の期日から3か月が経過した頃からBが返済を求めるたびに1万円を返済することを繰り返しており、これらの一
部弁済は「権利の承認」に当たる。もっとも、時効更新の効力は、物上保証人であるCに対してもその効果が及ぶのかが問題となる。

ここで、396条の趣旨は、抵当権は債権の担保を目的とする権利であるため、被担保債権と同時になければ時効により消滅しないとした点にある。それにもかかわらず、物上保証人が債務者の「債務の承認」により生じた時効更新の効力を否定することは、担保権の付從性に反する。

したがつて、時効更新の効力は、物上保証人にも及ぶと解する。

5 よつて、本件においても、債務者Aの「債務の承認」による時効更新の効力は、物上保証人であるCにも及ぶため、Cとの関係でも、本件債務は時効が更新されており、Cは抵当権の消滅を主張することができない。よつて、Cの請求は認められない。

以上

＜問題2 解答例＞

一 設問(1)①について

- 1 Bが立て替えた修理代40万円をAに請求することができるか。BのAに対する請求は、賃借人による「必要費」の償還請求（608条1項）である。
- 2 本件において、賃貸物である部屋の雨漏りの修理代であり、当日も翌日以降も降雨が予想されていたから、賃貸物を通常の用法に適する状態にするために必要な費用として、「必要費」（「急迫の事情があるとき」（607条の2第2号））に当たる。
- 3 よって、BのAに対する必要費償還請求権が成立する以上、BはAに対して直ちに「必要費」の償還請求（608条1項）を請求できる。

二 設問(1)②について

- 1 Bの主張が認められるか。これは、必要費償還請求権に基づくBのAに対する40万円の償還請求権を自働債権として、AのBに対する賃料債権を受働債権として、相殺するというものである。

相殺の要件は「互いに同種の目的を有する債務」の「双方が弁済期にあるとき」（505条1項本文）で「債務の性質が相殺を許すものであること（505条1項ただし書）、である。

- 2 (1) 本件において、AのBに対する賃料債権も、BのAに対する必要費償還請求権も、金銭の支払いを目的としたもので、当事者間に相対する債務といえる。そのため「互いに同種の目的を有する債務」といえる。
(2) そして、これらの債務は「債務の性質が相殺を許すものである。
(3) 必要費償還請求権が「弁済期にあるとき」は、設問の通りである。賃料債権は、「向こう2か月分の賃料」であることから、未だ弁済期にあるとは言えない。もつとも、賃料債権は期限の利益を放棄（136条2項）することが考えられる。そのため、賃料債権についても「弁済期にあるとき」といえる。
- 3 よって、相殺が認められるので、Bの主張は認められる。

三 設問(2)について

- 1 DのFに対する請求は、「個人根保証契約」に基づく、D E間の賃料支払債務の保証債務の履行を求めるものである。
(1) D F間の契約は、「金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務」が主たる債務に含まれるものではないため、「個人貸金等根保証契約」には当たらない。D E間の賃貸借契約によってEに生じる債務を保証するものであるから、「個人根保証契約」である。個人根保証契約は、保証の一種であるため、「書面」（446条2項）によってなされる必要がある。そして、「個人根保証契約」は、465条の2第2項により、極度額を定めなければならない。

(2) 本件では、D F 間の「個人根保証契約」は、「書面」により締結されている。また、極度額が 200 万円と定められている。そのため、「個人根保証契約」は有効に成立している。

2 では、保証の対象としてDが請求できる金額の範囲はどの限度か。

D F 間の保証契約は「個人根保証契約」であるため、極度額を限度に主債務を保証する。そして、Fが保証する債務は契約締結時に定めた極度額の 200 万円である。

したがって、DがFに請求できる債務は 200 万円にとどまる。

以上